

緊急
開催

弁護士が教える労使紛争の実務講座

労使紛争の最後までを知っている 弁護士ならではのアドバイスが満載!



そこが知りたかった! 弁護士が豊富な実体験で培ったノウハウを惜しみなく伝授します!

講師

千葉県弁護士会 労働問題対策委員会副委員長

戸田 哲 弁護士

(市川船橋法律事務所)

講義内容

- 解雇に関する知識を学ぶ
- 解雇・残業代請求事案を中心としたケースを基に生の労使紛争を実感

〈解雇に関してのよくある勘違い〉～ケーススタディ～

Q1. 解雇予告手当を払えば解雇してもいい?

Q2. 就業規則に書いてあるから解雇しても問題ない?

★解雇に関し、謝った認識でいると大きなトラブルに発展する可能性があります。

労使紛争解決には時間がかかり、結果的にコストがかさみます。
その他労働関係法令に関する正しい知識を身に付けることができます。



※写真はイメージです。

開催事項

日時 2012年7月27日(金) 午後2時30分～午後4時30分

場所 ヴィラ・デ・マリアージュ 小山 2階 シエル・デ・トワール
小山市犬塚 2-25-1 電話0285-21-4122

主催 椎名宮崎社会保険労務士法人
(小山市駅南町4-31-12 TEL:0285-27-6616)

受講料 お一人様 2,000円 (当日ご持参ください)

※参加ご希望の方は下記の申込書にご記入の上、FAXにてご返信下さい。

当セミナーに関するお問い合わせはこちらへ ▶▶▶ TEL 0285-27-6616 (担当:高岩・小川)

申込書

椎名宮崎社会保険労務士法人セミナー

「**弁護士が教える労使紛争の実務講座**」に参加します。

お申し込みFAX番号

0285-27-6617

所在地	〒	
会社名		
参加者氏名	①	②
	③	④
ご連絡先	TEL	E-MAIL